

## 第6 第7条

### (団体商標)

**第七条** 一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。)又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「自己の」とあるのは、「自己又はその構成員の」とする。

3 第一項の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者は、第五条第一項の商標登録出願において、商標登録出願人が第一項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。

#### 1. 主体について

本条第1項の「その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)」には、例えば、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)等が含まれるものとする。

#### 2. 「構成員に使用をさせる商標」について

団体商標の商標登録を受けようとする商標が「その構成員に使用をさせる」ものでないときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する(この基準第1の二(第3条第1項柱書)5. 参照)。

#### 3. 「第一項に規定する法人であることを証明する書面」について

(1) 団体商標の商標登録出願(国内出願)について、「第一項に規定する法人であることを証明する書面」の提出がない場合は、補正指令(方式)の対象となる。

(2) 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」(団体商標、証明商標又は保証商標)と記載されている場合であって、「第一項に規定する法人であることを証明する書面」の提出がない場合は、団体商標として第3条第1項柱書により登録を受けることができないものと判断する(この基準第1の二(第3条第1項柱書)4. (2)参照)。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○商標審査便覧

27.01 団体商標の取扱いについて

27.71 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark、or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い